

幕末期木曽山間地域における定助郷設置運動の展開

坂 本 達 彦

はじめに

一 木曽十一宿と関連村々

(二) 木曽十一宿

(三) 木曾寄村々

(四) 助郷村々―飯田・高遠地域―

二 嘉永期における定助郷設置運動

三 幕府役人の廻村と宿・村の対応

四 安政期における定助郷設置運動

おわりに

度に関する研究は膨大な数にのぼる⁽¹⁾。しかし、木曽路については、その特
殊性のためか、十分な検討がなされていない。

その一つが定助郷の問題である。詳細は次節で述べるが、木曽路には他の
中山道宿々と異なり定助郷⁽²⁾が存在しなかつた。ただし、幕末期には木曾
十一宿が定助郷の設置を幕府へ出願するのである。

木曽路の交通制度を取上げた研究として、菅見の限り、日下部新一氏・
吉江藤造氏⁽⁴⁾・徳川義親氏⁽⁵⁾の業績をあげられる。しかし、これらの諸研究は
近世初期が中心で、定助郷設置運動には触れていない。本稿では本運動が
幕末期に発生した背景とその顛末をあきらかにしたい。

このさい、定助郷を願う宿役人と並行して、幕府や個別領主の動向も視
野に入れて検討したい。特にここで検討する木曽谷は全て尾張藩領であり、
山村氏の支配を受けていた。一方、助郷村々には尾張藩領以外の村もあつ
た。自領の負担をめぐる領主層の動向にも注目する。

木曽路は五街道の一つ中山道に属する。五街道は近世を通して江戸・幕府
の統治下にあり、主要街道としての位置をしめていた。そのため、交通制

一 木曽十一宿と関連村々

まず、ここでは本論に入る前に、木曽十一宿の概要を述べたい。本稿で取上げる中山道木曽路十一宿は表1にある通り、支配は全てが尾張藩領で

(一) 木曽十一宿

【表1】 木曽宿・村一覧

	村名	高		村名	高	木曽寄
木曽十一宿	賀川	45	木曽村々	奈川	28	藪原
	奈良井	127		荻曾	27	藪原
	藪原	31.5		菅	15	宮腰
	宮越	28		原野	24	宮腰
	福島	51.5		上田	24	福島
	上松	51.5		黒川	24	福島
	須原	41.5		末川	47	奈良井
	野尻	36		西野	35	賀川
	三留野	28		黒澤	70	
	妻籠	30		王滝	74.25	上松
	馬籠	30		三尾	27	福島
	賀川	11		岩郷	38	福島
木曽十一宿 在郷	平沢(奈良井の在郷)	20		荻原	33	上松
	藪原	14		殿	48	須原
	宮越	11		長野	47	須原
	上松	48		与川	16.5	野尻
	野尻	24		柿其	5	三留野
	三留野	5		蘭	18	妻籠
	妻籠	7		田立	24	三留野
				山口	27	馬籠
				湯舟沢	14	馬籠

出典：徳川義親『木曽山林史』(私家版)・『木曽福島町史』第一巻。

【表2】 宮越宿・村財政收支

年	収入	支出	差引
安政6年	190両2朱、133文	201両2分、190文	12両1分2朱、57文不足
安政7年	160両3分、166文	203両2朱、304文	142両1分2朱、134文不足
文久元年	439両1分3朱、135文	759両2分2朱、14文	320両2朱、275文不足
文久2年	712両1朱、53文	771両3分2朱、354文	59両3分1朱、301文不足
文久3年	531両1分3朱、273文	640両3分3朱、230文	109両1分3朱、354文不足
元治元年	552両3分1朱、5貫534文	618両、380文	64両1分2朱、46文不足

出典：徳川義親『木曽の村方の研究』。

また、農業に不適切であるため、尾張藩から様々な助成を受けていた。藩からの御救拝借金は寛永年間から確認できる。各宿は土地柄を理由に尾張藩より年米五〇石・金二五両を与えられた。^⑦

安永三年(一七七四)からは宿駅保護のため刎錢を許可されており、その収入は宿・村

ある。当該地域は無高であるため、諸役賦課の基準として役人高が定められていた。木曽路は全長二里半で、山間地域を通過する街道である。そのため、人馬の常備が難しく、複数の宿が合同して人馬の継立を行つていて。その単位として、馬籠・妻籠・三留野・野尻宿を下四ヶ宿、須原・上松・福島宿を中三ヶ宿、上四ヶ宿と称した。^⑥山間地域ゆえにこれ以外にも他の宿場と異なる点が見受けられる。

宿立人馬は中山道公定数の半分、二五人・二五疋であり、定助郷村も存在しなかつた。

原・上松・福島宿を中三ヶ宿、

へ貸与され、利子の一部は本陣・脇本陣へ手当てとして給与された。安永

三年の刎銭は駄賃二割増で、そのうち五分は人馬へ、五分は宿入用金へ繰り入れ、一割は積立てて代官所へ預け、貸付金として運用した。⁽⁸⁾

さらに当該地域には大井米と言う制度もあった。これは各宿飯米確保のため、美濃国恵那郡大井・茄子川・正家三ヶ村の米三〇〇石を毎年木曾十宿へ貸与し、翌年一二月に金錢で返納するのである。⁽⁹⁾

幕末期における宿財政についても触れておこう。その詳細は不明な点が多いが、徳川義親氏が幕末期における宮越宿及び在郷村の收支を紹介しているので、それを表2としてまとめた。これによると、幕末期の宿・村財政は毎年赤字であり、他所からの借入金などにより、それを補填している状況であった。

【表3】王滝村寄人馬数の変遷

年	出勤回数	人足数	馬 数
寛政3年	2	49	10
寛政5年	1	68	10
寛政7年	3	184	0
寛政8年	1	45	0
寛政11年	4	366	0
享和元年	2	78	0
享和2年	2	258	0
享和4年	2	325	0
弘化2年	5	176	0
弘化3年	4	95	0
弘化4年	6	329	0
嘉永元年	14	934	8
嘉永2年	17	1549	0
安政6年	26	884	20
文久元年	17	1072	0

出典：『村誌王滝』上巻、「嘉永三年戊辰月木曾拾壹宿増人馬願ニ付、公役衆御巡村書上其外留」（徳川林政史研究所蔵 林1978）。

（二）木曾寄村々

木曾路において各宿が常備以上の人馬を要する場合、宿は近接村々へ負担を命じている。当初は表1にある通り、各宿の所属村が決まっていたが、当該地域は人馬払底を理由として三から六継で運搬するが多く、この通りにならないことも多かった。すなわち、村々は特定の宿ではなく、経過を確認しておきたい。王滝村が供出した人馬の変遷をまとめたものが表3である。ここから、嘉永期以降に急激に負担が増大したことが判明する。なお、各宿は木曾寄人馬を徵収しても、なお不足の場合、美濃国のうち尾張藩領の村々からの人馬供出を願つたのである。⁽¹⁰⁾

（三）助郷村々—飯田・高遠地域—

木曾寄人馬や美濃国内からの人馬徵収は尾張藩領村々のみの負担であり、それでも人馬が不足することも多かつた。そのため、助郷村の設置は近世初頭より計画されていた。正徳元年（一七一二）には尾張藩の同意を得て、贊川宿伝右衛門等が道中奉行へ願書を提出した。この願いは認められ、翌年には助郷帳が下付されている。このさい助郷を命じられた村々は御用通行及び門跡・公家・御三家の通行のときのみ役を課された。⁽¹¹⁾ すなわち、これららの村々は定助郷ではなく、加助郷であった。

このさいの助郷村は上四ヶ宿が筑摩郡二二ヶ村・高九五九三石、中三ヶ

[表4] 木曾十一宿助郷村々

上四ヶ宿	領主	中三ヶ宿	領主	下四ヶ宿	領主
大池村	1,113石余	与地村 上戸村 大曾村 羽庄村 中村 水代村 下和田村 衣外村 境村 神戸新田村	270石余	竹佐村	1,072石余
小坂村	681石余		468石余(梨子木新田村も含む)	久米村	625石余
竹田村	1,104石余		519石余	山本村	1092石余
殿村	407石余		661石余	北方村	804石余
南和田村	561石余		中曾根村(中曾根新田村)	上飯田村	1,975石余
中村	314石余		191石余	大瀬木村	700石余
水代村	111石余		△ 上古田村	三日市場村	655石余
下和田村	259石余		463石余	上殿岡村	194石余
衣外村	179石余		△ 幌上村	下殿岡村	496石余
境村	154石余		○ 大泉村	昼夜村	○
神戸新田村	113石余	○ 松本藩預 伊那郡 伊那郡 伊那郡 伊那郡 伊那郡 伊那郡 伊那郡 伊那郡 伊那郡	○ 1,057石余	中原村	571石余
二子村	上神林村		○ 1,504石余	松島村	1,988石余
郡	下神林村		○ 532石余	中条村	351石余
神戸村	469石余		○ 521石余	富田村	505石余
和田町				山寺村	256石余
荒井村	385石余			横川村	378石余
上波多村	763石余			今村	139石余
下波多村	783石余		○ 松本藩	沢村	690石余
三溝村	1,199石余			梨子木新田村	上戸村の内
上新村	364石余			中村	1,081石余

出典：『南木曾町誌』通史編、表5-7を加工。そのさい『木曾交通史』四を参照した。

○は人馬役負担、△は人足のみを負担。
高は天保郷帳、領主は幕末期のもの。

【表5】神戸村助郷出勤回数

年	回数	年	回数
文化14年	9	天保10年	5
文政元年	3	天保11年	10
文政2年	12	天保12年	6
文政3年	8	天保13年	4
文政4年	5	天保14年	12
文政5年	2	弘化元年	4
文政6年	1	弘化2年	7
文政7年	2	弘化3年	6
文政8年	3	弘化4年	4
文政9年	4	嘉永元年	10
文政10年	6	嘉永2年	9
文政11年	14	嘉永3年	6
文政12年	3	嘉永4年	7
天保元年	1	嘉永5年	9
天保2年	9	嘉永6年	6
天保3年	2	安政元年	10
天保4年	2	安政2年	16
天保5年	5	安政3年	4
天保6年	1	安政4年	7
天保7年	4	安政5年	15
天保8年	12	安政6年	7
天保9年	5	万延元年	9

出典：『松本市史』第二巻歴史編II表121を改変
* 文化7年～天保9年は助郷勤高の一部が休役となっている。

宿が伊那郡二〇ヶ村・八一九一石、下四ヶ宿は一六ヶ村・九三五〇石であった。なお、このさいの下四ヶ宿の助郷帳は現存しておらず、詳細は不明である。助郷村々をまとめたのが表4である。ただし、助郷村々は時代により変化があつた。⁽¹²⁾

表中、人足のみ負担する村々は、元禄期に木曽と伊那を結ぶ権兵衛峠改修のさい、交通の利便性向上後も決して「助馬」の供給はしない、という議定書を木曽の宿場と結んだ村々である。

高遠藩領のうち木曽路の助郷に指定されたのは領内ごく一部の村であつた。そのため、同藩領では特殊な助郷負担方式をとつていて、高遠藩は不公平は正のため、手明き村々から金銭を出させ、助郷村の負担を補つたのである。これは高遠藩独自の助郷対策であり、出銭を助加銭と呼び、出銭する村を助加村と呼んだ。⁽¹³⁾しかし、近世後期にはこの方式に矛盾が生じてくる。天保期に飢饉が続くと、助郷村々は助加村に対して馬数の減少を理

由に金銭ではなく、正人馬での援助を願うようになるのである。⁽¹⁴⁾

高遠領以外においても助郷村々の負担は重く、村々の不満は強かつた。文化年間以降、中山道を利用した御用通行が増加していくことも一因であろう。⁽¹⁵⁾ここで取上げた村々は、原則として公家衆・門跡・御用のための大通行がある時の助郷を負担したが、寛政期頃から御三家等の通行のさいも、木曽路宿々が道中奉行へ出願することにより、その時限りの人馬賦課を命じられた。弘化五年（一八四八）、嘉永二年（一八四九）には加賀藩の通行のさいも負担を命じられている。⁽¹⁶⁾当然、これらの負担は助郷村々の不満を高め、争論の原因となつていて、⁽¹⁷⁾

具体的な助郷村々の人馬負担量の検討は後の課題であるが、上四ヶ宿の助郷を勤める筑摩郡神戸村の助郷出勤回数を紹介したい（表5）。各年の出勤回数は大通行の有無により大きな変化が確認できるので、五年ごとの平均を比較したい。文化一四～文政四年（一八一七～一八二二）七、四回、文政一〇～天保二年（一八二七～一八三二）六、六回、天保三～同七年（一八三一～一八三六）二、八回、天保八～同二二年（一八三七～一八四二）七、六回、天保一三～弘化三年（一八四一～一八四六）六、六回、弘化四～嘉永四年（一八四五～一八五二）七、一回、嘉永五～安政三年（一八五二～一八五六）九回、安政四～万延元年（一八五七～一八六〇）（四年分九、五回となる。文政期は休役を命じられ、前後に比べて負担が軽かつたが、天保半ば以降継続的に高い数值を示している。特に嘉永期以降は出勤回数が増大している。ここから、幕末期にいたると助郷村々の負担が増

加していた様子を看取できる。

なお、右にみた助郷の休役は他地域でも確認できる。例えば、文政期に中三ヶ宿の助郷村の一部が助郷免除を願い、久堅村・北殿村・松島村・南殿村・上戸村・梨子新田・上古田村・下古田村・富田村・吹上村・羽広村・中条村・与地村・大萱村・大泉村・御子柴村・田畠村・木下村・大出村・中原新田・中曾根新田の二一ヶ村が、高九三二一石のうち三八一三石の二〇ヶ年休役を命じられている。当然、休役の負担は木曾宿・村では負担せず、助郷村近隣の南小河内村・福与村・下寺村・福島村・長岡村・沢村・北小河内村・八乙女村・赤須村・野々村・中坪村・八手村・上穂村の一三ヶ村へ転嫁されたのである。⁽¹⁸⁾ 下四ヶ宿においても文化一四年七月から天保八年六月まで助郷高のうち四八一石に休役を命じられ、その分は手明き村々の負担となっている。⁽¹⁹⁾

木曾宿々と助郷村々は非常に離れていた。例えば、中三ヶ宿の助郷村々は人馬を負担するさい、一〇里の道のりを移動する必要があつた。そのため、近世中・後期には助郷村々の不参が原因で争論に発展する。中三ヶ宿に限つてみても、近世中・後期には安永九年(一七八〇)・文化一二年(一八一五)・文政二年(一八一九)・天保一二年(一八四二)・弘化三年(一八四六)・嘉永二年(一八五八)・慶応二年(一八六〇)などに争論が発生している。⁽²⁰⁾ このような助郷村々不参の背景には、次に見るような宿役人による不正行為への不満もあつたのである。⁽²¹⁾

(四) 天保改革期における木曽路取締り

天保二三年から同一四年にかけて幕府は公役を派遣し、五街道の取締り

を実施している。⁽²²⁾ この一行は天保一四年正月に木曽路へ到来し、諸事の取調べを行つてゐる。このさい、宿役人は助郷村々に對して、人馬は正人馬で勤めるよう求めてゐる。近世後期、街道筋に発せられた触達に頻繁にみられるように、日雇人馬の不正を幕府は問題視しており、これに沿つた指示であろう。⁽²³⁾

公役通過後、当該地域においては宿と助郷村々の間で争論が発生する。

そのうち、中三ヶ宿とその助郷村々の争論を見てみよう。本件の原因は公役へ提出する帳簿を作成するさい、宿側が助郷村々へ日々帳などを公開しなかつたことによる。また、助郷村々は先触を無視した宿役人の恣意的な人馬徵発に不満を抱いていた。⁽²⁴⁾ この争論の内済証文に「助郷江触當間敷人馬多分ニ触當、且賃錢割渡等之儀ニ付不正押領之取計仕、日々帳為相見不申候」⁽²⁵⁾ とあるように、宿の利益が優先され助郷村には過剰な人馬の触当があつたのである。

このように当該地域における宿と助郷村々間の対立は深刻なものであつた。

二 嘉永期における定助郷設置運動

嘉永二年、松平筑前守(前田慶寧)は帰国のため中山道を通行した。このさい、次に掲げるよろに宿・助郷の間で争論が発生した。

[史料二]⁽²⁶⁾

前書(道中奉行よりの助郷触當)之通助郷被仰付候処、箕輪領神子柴村外十ヶ村人足不參ニ付、道中 御奉行所江御訴訟可申上段、御役所江御達申上御免之上、上松宿原五郎右衛門閏四月十七日福嶋出立、御尊

判持參、道中七日振ニ而同廿三日江戸四谷天王横町山本屋利右衛門方へ着、同日芝御屋敷江御添翰持參、同廿四日市谷へ御引渡相成、則助郷不參始末御達申上、左之通書面相認メ道中御奉行所江御訴訟申上度段御達申上候処、差置引取候様被仰付引取申候、同廿六日市谷ヨリ御呼出しニ付、五郎右衛門御伺ひニ罷出候処、勝手次第道中御奉行所江罷出候様被仰付候。

りへの対応として、宿惣代・尾張藩役人の相談の結果、発案されたものであつた。なお、ここで富永と懇意である鈴木という人物は不明である。⁽²⁹⁾さらに助郷惣代は出訴のため山村家の家臣に対し、添簡の発行と、尾張藩邸への取次ぎを願つてゐるのである。その史料を次に掲げる。

〔史料二〕

乍恐奉願口上覚

先述のとおり、近世後期にはしばしば助郷不參が問題化してゐたが、今回も同様であつた。宿側の惣代として福島宿年寄仁左衛門・上松宿年寄五郎右衛門が出府し、同年閏四月に道中奉行所へ願書を提出した。

五月一日には山村家家臣三村主市郎が尾張藩役人富永孫市郎から「此頃⁽²⁷⁾禾野新左衛門様⁽²⁸⁾木曾地繼立⁽²⁹⁾不宜、殿様之御身分ニも相懸り可申、仍而者早行繼立之工夫無之哉之旨御沙汰有之候由」と言われたことを宿惣代へ申し付けてゐる。すなわち、尾張藩の役人たちには、木曾路の継ぎ立てが悪いため、藩主の地位にも関わることを危惧してゐるのである。これに対し宿惣代は次のように返答してゐる。

〔史料二〕

私茂有之趣心かけ出府仕、既ニ昨十日御懸り桂万次郎様へ木曾十一宿

定助郷御願申上度願書差上候段申上候処、右之願書取調此方へも差出

し候ハ、禾野様始、幸富永様⁽²⁹⁾二者鈴木様へ御心易被為在候得者、十一

宿助成ニ相成候義ハ候ハ、御内願も被下候哉之御嘶ニ付、別書賴一

卷相認メ、同廿一日五郎右衛門を以富永様御屋敷江差上申候

すなわち、宿惣代は不参入馬問題を解決するため、定助郷設置運動を計画していたのである。さらに面談した尾張藩役人も協力の姿勢を示していく。つまり、嘉永期の定助郷設置願は、助郷人馬不參などの木曾路不取締

一今般定助郷出願之義ニ付、木曾十一宿申合仕、御用達所へ願立仕候得共、各々様方へ何等御打合無之由、就而者右御役所へ願立之儀相違無御座候得共、仁左衛門出立之節差急御添翰等も奉願候程之間も無御座、夫故何等被仰越無之屋⁽²⁹⁾と奉恐察候、何卒右之願之儀ニ付御屋形様江御引渡并御添達之義共御執成被下置候様幾重ニも宜敷奉願上候、以上

嘉永二年西六月

福嶋宿

木曾十一宿惣代

仁左衛門

上松宿

五郎右衛門

宮地新一郎様⁽³⁰⁾

吉村太郎左衛門様

三村主一郎様

この願書を受け、山村家江戸留守居は尾張藩御城附に申し入れをしていき⁽³¹⁾。本来はこれまで繰り返しぐられた助郷不參争論であつたが、ここにきて藩や山村家をも巻き込んだ定助郷設置運動へと転換していったのである。なお、不參問題に関しては、六月十九日に道中奉行所で裁許があり、

解決している。⁽³²⁾

右のよ^うな中三ヶ宿の定助郷設置運動と並行して、上・下四ヶ宿においても定助郷設置運動が行われるようになる。これにも「下四ヶ宿助郷之義〔尾張藩邸〕市谷御達申立、此節願面之御下書ニ而相認メ御奉行所へ達書之書面相添差上申候處、〔尾張藩邸〕登後山田様御逢ニ而、下四ヶ宿助郷之義ハ御屋形〔尾張藩邸〕奉行所へ御打合被下候旨被仰出候」⁽³³⁾とあり、尾張藩が関与したようである。

この後、木曽宿々役人は一旦廻村を命じられ中三ヶ宿の惣代は一〇月一八日に江戸を出立するのである。

三 幕府役人の廻村と宿・村の対応

木曽十一宿より定助郷設置の願を受けた幕府は嘉永三年(一八五〇)に中川亮平(34)と鈴木幸一郎(35)を、翌年には飯田文右衛門と荻野寛一及び普請役を派遣して、木曽路周辺の調査をしている。そのさいの様子が後年(安政四年八月)の史料に確認できる。本史料は後述するように、木曽宿々惣代が定助郷の設置について、早急な対応を求めた願書である。長文であるため、その一部を掲げる。

〔史料四〕⁽³⁶⁾

然廻近年御大名様方御通行之節過人馬御聞済相成、御繼立方猶以不行

届、無拵過當之高賃錢差出人馬買上御繼立仕候付、宿々必至難済仕、

無余儀去ル嘉永二酉年中山道外宿並同様木曽十一ヶ宿江茂定助郷被仰付被下置候様奉願上候處、御憐愍を以翌戌年論所地改御役中川亮平

様・鈴木孝一郎様助郷差村并私共宿々をも御取糺被下置、其後猶又嘉

永亥年御勘定飯田文右衛門様外御壱人、御普請役上條要助様外御三

人様御廻宿御取糺被為遊候上、御奉行所様被為置候而も格別之御含筋も被為在候旨御沙汰も被成下候付、不遠難有御沙汰筋御座候半与一同相待居候處、其頃助郷出入ニ付、贊川宿問屋千村右衛門治始御奉行所江罷出候節、御腰懸ニおるて承り候趣ニ而、右定助郷勤方之義ハ高百石ニ付金武両式分宛價勤ニ被仰付候哉ニ内々申越候間、何れニも時節至來与難有奉存候(後略)

右の史料は木曽十一宿惣代仁左衛門・重郎兵衛が老中牧野備前守の用人人嘉永三年に中川亮平等、翌年には飯田文右衛門等の廻村が行われ、宿役人は幕府役人から、まもなく定助郷村が設定される見込みであることを申し付けられている。このように、助郷不參問題から発生した木曽十一宿定助郷設置問題は実現に向けて動き出したのである。

このさいの予定では、定助郷村は高一〇〇石につき金二両二歩を差出すというものであつた。ここから、この段階での幕府は定助郷設置に肯定的な態度であったことが判明する。定助郷となる村の範囲は不明である。嘉永三年に伊那郡の手明き村々はすべて定助郷に指定されたと言う指摘もある(39)、以前より木曽十一宿の加助郷を負担していた地域を越えた広域の村々を想定しうる。

次に幕府役人廻村時の木曽宿役人の動向を確認しておきたい。嘉永三年三月に中川等が廻村したさい、木曽寄人馬を供出する村々から人別の明細(人馬役負担可能者の書上)などを差出させてている。このさい、宿役人と木曾寄人馬供出村々は次のようなやりとりをしている。

〔史料五〕⁽⁴⁰⁾

【表6】寛政・弘化木曾宿々継立人馬数比

年	人	馬
寛政9年	6664	8666
寛政10年	7207	9034
寛政11年	6674	8799
寛政12年	5671	8744
天保15年	7006	7260
弘化2年	6552	7525
弘化3年	6552	7062
弘化5年	5873	7309

出典：「安政四年巳八月東都諸日記」。

今度願立廿五人廿五疋之儀定助ニ相願候儀ニ付、さし村凡十万石も可有之、右江御割合被仰付候事ニ奉存候、付而者木曾ハ無高之場所ニ付、人別丈多有之候而者、人別江割合可懸哉、若右様相成候而者氣のとく致し候付、家數人別夫々差略致し差出候方安心之事ニ候旨申聞候（後略）すなわち、宿役人は村役人等に對して定助郷が設置されるさい、人口の多い村の負担が重くなるため、書上の内容は「差略」するように助言しているのである。村役人が宿役人の申し入れを受け入れたか否かは不明であるが、「史料五」の後略部分によれば、「右宿役人申分ニ而者在郷村々迷惑相成可申哉ニも候付、人足勤高之儀有躰申達候方申合、尤宿方より何様之被仰出ニ相成候而も、此上在々江迷惑かけ不申旨之一札差出候得者、宿方へ示談致」すという「両様」の態度をとつてゐる。

そのため、宿役人は「公儀御役人衆様御見分相成、御村々とも御呼出、家数・人別を初人足勤高等迄御尋相成候処、人足勤高多分書上相成候而者自然宿々難渋無之筋ニ相当、願之義差障相成候付、右勤高減少御書上被下候様御頼申候（中略）右者弥願之筋貫候上ハ、宿・村共一統為筋ニ相成候義而、決而御迷惑等相懸候義無⁽⁴⁾之」、と記した証文を作成し、定助郷設置をより確実なものとするため、人馬勤高を少なく上申するよう求めてゐるのである。

右の史料から、木曾路宿・村（尾張藩領）の利益のため、とい

う口実で宿役人は村役人へ助言をし、その一方で協力を求めてゐるのである。また、先述の通り本運動には尾張藩も深く関与してゐる。

ただし、宿負担の実態は宿役人の訴えと矛盾していたようである。嘉永期から安政期にかけて、尾張藩も漠然と幕府の裁許を待つのみではなく、独自に宿の実態調査を行つてゐる。後年の史料ではあるが、その様子を記したものを作成してそれを次に掲げる。

〔史料六〕⁽⁴²⁾

追而木曾十一宿之義寛政度と當時と宿々助成之厚薄并人馬継立方等難渋之多少、寛政度者何々ニ而難渋薄、當時之當方ハ何々ニ而難渋弥増候哉旨之廉々、小平治帰宿、宿役人共等申合味噌之上、重而宿役人出府いたし候節委細申上候様被為仰付候旨奉畏候（中略）年限相立候義ニ付、鼠喰・焼失等仕、宿々調方行届不申候得共、式・三ヶ宿日々帳を以取調試シ申候処、人馬増減為差義ニも無御座、押ならし候而ハ少々之増人馬ニ相見申候得共、右寛政之頃ハ奥羽両国之產物初信州上田・松本・京都弓師作兵衛等迄諸商人荷物莫太之高賃錢を以雇馬仕通行仕候すなわち、寛政期と弘化期との人馬継立高を調査させたのであるが、実際に調査したところほとんど変化が無かつた。この際の調査結果をまとめたものが表6である。そのため、木曾宿々の惣代は、寛政期は商品荷物が多く宿益になつてゐた、などの理由を挙げ、幕末期の困窮を訴えて定助郷の設置を願つてゐる。本運動の発端は助郷村々の不参であり、右の史料によれば負担自体は増加していなかつたのである。⁽⁴³⁾

指定免除を望む願書を受け取っている。⁽⁴⁵⁾

また、「史料七」において後述するように、十一宿の惣代はこの間に定助郷予定村の領主松平丹波守が幕閣へ助郷指定回避のため献金を行つたという情報を得てゐる。「史料八」として掲げる山村甚兵衛の書状の写しにも、同様の記述を確認できることから、松本藩は幕閣に対して何らかの活動を行つたのであろう。このように、助郷村々とその領主は定助郷の設置に対し、反対運動をおこなつたのである。

以上から、本運動はこの時期に木曾宿々の負担が急激に高まつたために発生したものではなく、近世後期全般に問題となつてゐた不参入馬への対応策として計画されたことがわかる。宿役人は山村家・尾張藩と連携して本運動を推進した。ただし、助郷不参加の背景には、宿役人の不正行為への反発や、それまで認められていなかつた通行に対する新たな助郷賦課があつたことにも留意する必要があろう。

木曾十一宿の願いを受けた道中奉行所は早速役人を派遣し、実態調査を行う。道中奉行所役人は面会した十一宿役人に對して、定助郷設置にむけ具体的な計画を述べている。また、伊那地域では定助郷村の指定もおこなわれたようである。すなわち、この段階において幕府は定助郷の設置に前向きであつたと言えるであらう。

このさい、十一宿は、定助郷実現のため木曾寄人馬供出村々に対し、「差略」したデータの提出を指示している。一方、助郷に指定された村々は、独自に窮乏を訴えるほか、領主も関与した反対運動が展開されたようである。

〔史料七〕⁽⁴⁶⁾

其後何等被仰出も無御座、宿々日増日増難渋差違無余儀嘉永五子年支配役人江宿役人共差添、猶又奉御歎訴候處、其頃異国舟渡來、種々御臨時事打続、終卯年春迄詰切御歎願仕候處、兎角御済口ニも不相成、無余儀卯年春一先帰村ニ相成候得共、右異國舟渡來後者、諸家様方御通行之砌ハ御武器等も多分為御持故哉、人馬も多御入用、其上御權威強、片時之 御猶予相願候而も、御聞入無御座、為時間屋場下働之者共江御手荒之御仕向も有之、難渋至極仕候、仍之役人共代々出府御歎願仕候処、今般何等之御沙汰不被下置、嘉永二酉年五月已年迄九ヶ年之間雜費夥敷取速候而、莫太之借財ニ相成、素ぢ困窮之小宿必至ニ差迫如何共途方を失ひ、亡宿可相成姿ニ御座候、其上当年者夏已來兩天勝ニ而度々洪水、諸作不熟凶威同様之年柄、右御救筋之不奉承御沙汰候半而者、宿々可及渴命者可出来仕事、又々宿々申合之上、私共兩人出府仕、御歎訴奉申上候、前文ニも御座候高百石ニ付金貳両式分価勤之義、御流ニ相成候訛柄ハ不相弁罷有候處、近頃曉及承候處、定助郷差村之内松平丹波守様御領分御座候付、御同人様カ何れ之御筋江歟御手入可被遊旨ニ而、御手入金三千両其外諸入用五千両程も御領分

村々取集有之由承知仕候、右躰之義ハ有之間敷^ヲ奉存候得共、專右御

領分之者申候事故相違無之義^ヲ奉存候、木曾之義ハ被為及聞召候通、

極難無高之土地柄、右差村同様之取計向者逆茂出来不仕

右の史料によると、異国船の渡來によつて政局が混乱し、審議は棚上げにされてしまったのである。さらに、松本藩による介入などもあり、形勢が逆転したようである。

そのため、安政四年、再度木曾十一宿が出願するのである。惣代の福島宿年寄仁左衛門と上松宿問屋十郎兵衛はほぼ同内容の願書を道中奉行・老中牧野忠雅用人（史料四、七）・尾張藩市ヶ谷藩邸目付方役人へ提出してい⁽⁴⁷⁾る。

〔史料七〕には「右異国舟渡來後者、諸家様方御通行之砌ハ御武器等も多分為御持故哉、人馬も多御入用、其上御權威強、片時之御猶予相願候而も、御聞入無御座、為時間屋場下勤之者共江御手荒之御仕向も有之」とあり、特にペリー来航以降、公用通行量が増大し、その通行者の横暴な振舞いも目立つようになつたと宿惣代は訴えている。

先述した王瀧村の事例ではあるが、嘉永期以降、急激な人馬負担の増加を確認できる。同様に助郷村の出勤回数も嘉永期以降増加している。当然、宿の負担も増加したと思われる。このような人馬使用量の増加も今回の出訴に結び付いたのである。⁽⁴⁸⁾

これと並行して山村甚兵衛は同年九月に鈴木丹後守と下条庄右衛門に書状を出し、協力を願つてゐる。その写しを次ぎに掲げる。

〔史料八⁽⁴⁹⁾〕

〔前略〕定助郷之義宿方^ヲ道中奉行江願中ニ有之候得共、今以調中之趣ニ而、何等之否哉も無御座、右一件ニ付而者、御老中方道中奉行江も御手

厚再応御達品も被成下候処、是以何等之御模様も不相分、旧冬御達之節も調中ニ付、何れニも人馬継立方無差支様精々申談可取計旨、并御評儀中御定之人馬仕払候上者、相対賃錢ニ而継立方之儀も宿法ニ相触難整儀ニ有之趣申談、仍願可及沙汰筋ニ無之段等理解之上願書下之儀導有之、無拠申下致帰宿、猶更宿々打寄及相談候得共、宿方難渉之訛巨細ニ申立定助郷之義願立候義ニ而、是迄右難渉之次第八申尽有之、此上別段可申立廉合も無之、殊ニ兩度迄公役見分も相濟極難之宿柄之儀ハ逐一相貫居候得共、兎角何等之被仰出も無之上者、兼而風聞之通、差村相成候村々領主等^ヲ其筋々御役人向江十分手入行届候故之儀ニ可有之、右村々之儀者手明村々ニ而富饒之村方ニも有之、定助郷之儀相勤候共高割ニいたし候而者聊之儀ニ付、痛之筋ニ者不相成候處、新規之課役ニ付乍聊も往々出方之所を、領主ニ而汲取相厭被勤候段ハ村方へ対し深キ憐愍ニ而、領主甲斐も有之旨、且宿方逆も是迄段々之御手当筋等不一形御恩沢無此上も儀ニ候得共、連々宿方困窮相成（中略）此度之願致成就候得者、往々御手明ニも相成、宿方繁昌ニ隨ひ拝借金返上方も出来可致（中略）然處差村領主とハ事變御役人向井私おるても至而氣薄之様ニも存取居候哉ニも相聞、先達而も左様之筋^ヲ彼是不穩様子ニも相聞、甚心配仕候付、其節家來原彦八郎^ヲ申者宿方惣代之者ニ差添出府為致、兩三年江戸表ニ逗留罷有為取扱候義も有之候得共、小身者之家來杯ニ而先方氣請之場合も有之、中々可行届義ニ者無之候間、何卒今般ハ御家重役衆を以嚴敷御懸合被下候得者、何と歟運ひも附可申哉^ヲ奉存候、（中略）十一ヶ宿之儀ハ素より御手當金之願意ニハ無之、模寄手明豊饒之村ニも有之儀ニ付、差村致定助郷之義願立候儀ニ而、御金筋之御手當ニ而者矢張他所人馬相對雇ニ不致候半而者難相

成候処、農業時節又ハ大名等差添通行有之、多数之人馬入用与見込候

節ハ並方之賃錢ニ而者罷出不申、無拠過分之賃錢を以雇立、全他所之潤ニ相成右懸合方ニも手数相懸、隨而雜費も多甚迷惑之次第ニ有之候間、御金筋之御手当ハ相好不申、定助郷さへ相洛候得者、相対懸合等之憂も無之、触當次第役当之者共無異論罷出相勤候儀ニ付、於宿方手數も不相懸、宿益も不少、十全之儀ニ有之候(中略)此上何程御評儀長引候哉も難計、段々深入いたし最早宿相続難行届場合ニ至候間、此上

ハ於 御家も御丹誠被下、筋々江篤与御申入之上、今一応御老中方初江嚴敷被 仰立被下候様致度候、然上も御取用無之繼立方差支御咎品有

之候共、斯迄御手を被尽候上之儀者於宿々も更ニ遺念無之段、全及亡宿候共最早於 御家御手抜筋ニも不相成義ニ付、右段々取調候由篤与御熟考之上此節御手厚被仰達候様仕度候、以上

九月

鈴木丹後守様

下条庄右衛門様

山村甚兵衛は木曾十一宿への定助郷設置は木曾の繁栄につながり、最終的に尾張藩の利益になると主張しているのである。そのためにも助郷に指定された村々の領主同様、藩による幕閣への申し入れを求めている。

また、山村甚兵衛は、十一宿は手当金を求めてているのではなく、あくまで定助郷の設置を願つていて述べている。なぜなら、金銭での手当てでは、最終的に他地域から人馬を雇入れる必要があり、農繁期や大規模な通行がある際には、人馬雇い入れに多くの賃錢を要するためである。

一〇月一一日には市ヶ谷屋敷に宿物代一人が呼び出され、次のようにや

りとりが行われた。

〔史料九〕

今日御屋形江罷出候処、村松吉左衛門様御逢ニ而、其方共願之趣御評義も有之候処、右定助郷願之義出願致候而も是迄之通御奉行所ニおるて被仰付候、其外弁弁いたし候而者一向趣意も不相立、右願不相叶節ハ何ヲカ願方も申合出府致候事哉、只管助郷而已ニ而ハ逆も無心元、何れ打手替ニ御手当金ニ而も相願御当地ニおるて相廻し、紀州御貸付金等之振合相願候而者如何等与申合書取を以申出候御沙汰有之引取申合

すなわち、尾張藩邸の役人は定助郷設置が叶わなかつた場合の処置について惣代へ質問しているのである。嘉永期においては設置濃厚であつたが、安政期に至つて不許可の色合いが強くなつてきたため、他の宿助成方式も模索しだしたのであろう。ここでは拝借金を得て、それを元手にした公金貸付の実施を提案している。

しかし、尾張藩も定助郷設置をあきらめたわけではなかつた。一一月一九日には藩役人と惣代の間で話し合いがなされ、藩上層部は木曾十一宿の主張に理解を示しており、老中や道中奉行へ内々に問い合わせると述べてある。惣代達も願書を再度作成し、一一月下旬に提出している。⁽⁵⁴⁾

このような藩の助力にもかかわらず、一二月九日には「御奉行所罷出候処、九ツ時御白洲御呼込ニ相成御留役高木源六郎様より願書願下ケ義御利解」とあり、却下されてしまうのである。

惣代は一二月一二日に市ヶ谷藩邸へ報告に赴いている。そのさい、次のような交渉がもたれている。

〔史料一〇〕

市谷江罷出左之願差上候処、御上役様より肥田鉄六へ与之御書付ニ而定

助郷願之義物代共ら再願、道中奉行所へ再願為致書面相認メ差出候様、且御老中方直訴之義ハ差押可申、御屋形様らハ嚴敷御出願被下候与之御書付ニ付、村松ら右之通被仰出候間、再願書急卒被認メ差上可申、持參之願書者追而相願候様被仰付、村松様限りニ而御下ヶニ相成持帰り申候

右の史料によると、惣代は道中奉行所へ出願しては埒があかないと考え、老中への直訴を計画していたようである。しかし、藩役人はそれを思いとどまらせ、藩から内々に幕府へ掛け合うことを約束し、再度願書を作成するよう命じている。実際、同二日には「市谷へ罷出候處、村松様御逢ニ而昨日其筋り御沙汰旨ニ而明廿一日本多加賀守へ嚴敷為懸合候間、再願書勝手次第出願可致旨被仰付候」とあり、この間に藩は幕閣に対し談判をおこなっている。

惣代は藩邸の指示に従い、同二日に願書を道中奉行所へ提出している。願書を受けた道中奉行所は助郷惣代に対しても同二日に帰村を命じる。しかし、惣代は帰村せず、翌正月一四日には市ヶ谷藩邸へ赴き、再度藩主から幕府へ願書を提出してくれるよう願い出している。

三月一九日には「道中御奉行所へ罷出候處、八ツ時御白洲へ御呼出相成御留役山本鎌之助様被仰聞候ニ者、定助郷願之義品々申立難渋之義相違無之段、被為在御含候得共、願ニ依難仰出旨追振之通御利解」^{〔57〕}、とあるように定助郷設置願は却下される。

しかし、このような指示を受けても、なお惣代は定助郷にこだわっている。その理由は同二日の記録によると、市ヶ谷藩邸に「何卒定助郷難仰出御趣意も被為在候ハゝ、内実右一件ニ付入用多分ニ相懸、既四ヶ年前御支配御役人原彦八郎様ら申上候通、其節迄入用高凡三千両程も相懸り、当

時利倍旁々四千両程ニも相成、必至難渋仕候」^{〔58〕}と願い出ていることからもわかるように、本運動には多くの費用を掛けており、何の成果もなく訴訟を取り下げることができなくなつたためであろう。

實際、五月二〇日には「木曾谷之浮沈此一件ニ御座候得者、恐多御願ニ者御座候得共、別格之御評儀を以御殿様 御直 御声掛被成下置候義者相叶申間敷哉、宿々逆茂存外之大借、此後出訴仕候義者難出来奉存」^{〔59〕}と市ヶ谷目付方役所へ願い出ている。

結果、五月一八日には「御呼出ニ付被出候處、村松様御達ニ而先頃申聞候書物、昨十八日御老中松平加賀守様道中御奉行所へ為御懸合相成候旨被仰聞候」^{〔60〕}とあり、道中奉行への掛け合いが行われたことが確認できる。

その後も藩や惣代は運動を続けるが、道中奉行所の対応は好転しなかつた。例えば、六月六日に惣代が願書を提出に道中奉行所へ赴いたさいの、役人の対応は次に掲げるとおりであった。

〔史料一一〕

乍恐以書付奉願上候

昨三日助郷不参一件、道中 御奉行所へ勝手次第出願可致旨被仰付、則昨四日願面持參仕、御訴所へ差上申候處、同所御役人細野良藏様ら御沙汰ニテ其方共願之趣未タ 尾張様ら御打合無之候間、書面難請取置被仰渡御下ヶ相成、無是非持帰り申候、依之奉恐入候得共、急卒御引渡相成候様猶又奉願上候

年号六月

三人連名

されるが、道中奉行所はたいした取調べも無いまま、八月一〇日には惣代へ帰村を命じるのである。⁽⁶²⁾

以上のように、嘉永期においては定助郷の設置は実現の見込みであったにもかかわらず、異国船の到来による幕政の混乱や松本藩による幕閣への働きかけなどにより、木曾宿々の運動は頓挫するのである。⁽⁶³⁾

おわりに

本稿の内容をまとめると以下のとおりである。近世後期、中山道木曾路においては宿による助郷村々への過剰な人馬触当と助郷村々の人馬不参が問題化していた。特に大通行のさい発生した助郷の不参人馬は、宿と助郷の争論へと発展している。このような状態を尾張藩も問題視していた。

嘉永期に加賀藩が通行したさいにも助郷人馬の不参が問題となり、宿役人は道中奉行へ出訴する。このさい、宿役人と尾張藩役人が交渉する中で、現状打開策として浮上したのが定助郷の設置であつた。さつそく、宿役人は運動を開始し、山村家・尾張藩も協力するのである。

これに対し、幕府道中奉行所は役人を派遣し、定助郷設置に向けて実態調査を行つた。このさい、木曾十一宿役人は定助郷実現が尾張藩領の益になると主張し、周辺尾張藩領村々に対して協力を求めるのである。このさうい、宿役人は木曾地域の利益のため、虚偽の申告も辞さない姿勢であった。しかし、本運動は挫折する。その背景には幕末期における政局の混乱や定助郷に指定された村々の反対運動やその領主による画策があつたのである。しかし、嘉永期以降交通量が増大したうえ、数年にわたる訴訟費用は膨大な額にのぼり、十一宿惣代は何の成果もないまま運動を中断できない状

況となつていた。そのため安政期にも木曾十一宿は定助郷の設置を求めるが、実現することなく明治維新を迎えるのである。

註

- (1) 丸山雍成『近世宿駅の基礎的研究』(吉川弘文館、一九七四年)、藤沢晋『近世封建交通史の構造的研究』(福武書店、一九七七年)、土田良一『近世宿駅の歴史地理学的研究』(吉川弘文館、一九九四年)、『近世日本の国家支配と街道』(文献出版、一九〇一年)、平川新『近世日本の交通と地域経済』(清文堂、一九九七年)、児玉幸多『近世宿制度の研究』、宇佐美ミサ子『近世助郷制の研究』(法政大学出版会、一九九八年)、渡辺和敏『近世交通制度の研究』(吉川弘文館、一九九一年)など。

- (2) 宿人馬の不足の補充を義務づけられた助郷で、高役を免除されていた(前掲児玉著書、丸山著書、平川著書など)。

- (3) 『木曾のお伝馬』(山村書院、一九四二年)。

- (4) 『木曾交通史』四(信濃教育会西筑摩部会、一九一八年)。

- (5) 『木曾山』(同考舎、一九一五年)、『木曾の村方の研究』(徳川林政史研究所、一九五八年)。

- (6) 宿人馬は常にこの数字であつたわけではない。近世初期は二五人・一五疋であつたが、慶長年間には馬の数が三六疋に増加していたようである。さらに万治二年(一六五九)には五〇人・五〇疋に増加した。これに対し宿々が反対運動を実施し、二五人・二五疋への削減を許可された。元禄一四年(一七〇一)には正式に公認され、この数字のまま幕末にいたるのである(『南木曾町誌』通史編・前掲『木曾の村方の研究』)。

- (7) 前掲『木曾山』、『木曾福島町史』第一卷。

- (8) 『木曾福島町史』第一卷。

- (9) 『木曾福島町史』第一巻。米穀の確保は当該地域における重要な課題であり、特に飢饉時に問題化した。例えば、天保飢饉のさい、奈良井宿の者たちは松本まで米の無心に赴いている(『松本市史』第二巻歴史編II)。

- (10) 『木曽福島町史』第一巻。
- (11) 『木曽福島町史』第一巻、前掲日下部著書。
- (12) 『木曽福島町史』第一巻。
- (13) 『駒ヶ根市誌』近世編II。
- (14) 『高遠町誌』上巻、歴史一。さらに嘉永二年二月には助郷村三ヶ村の勤め村が、助郷の休役と代助郷の指定を幕府へ願うのである(同書)。
- (15) 前掲日下部著書。
- (16) 宿役人が尾張藩と幕府道中奉行へ訴え、許可を得たものである(前掲吉江著書)。
- (17) 『木曽福島町史』第一巻。
- (18) 『木曽福島町史』第一巻。
- (19) 前掲日下部著書。
- (20) 『木曽福島町史』第一巻、前掲吉江著書。「嘉永二年西閏四月加州松平筑前守様御上国箕輪領助郷不參東都出府日記」(徳川林政史研究所蔵、林一〇七五)。
- (21) 前掲吉江著書。
- (22) 拙稿「天保改革期における幕府交通政策と地域社会」(徳川林政史研究所研究紀要)第三九号、二〇〇五年)。
- (23) 次にみる中三ヶ宿と助郷村々の争論においても、宿側は助郷村々が人馬不足を理由に雇い入れを行うことを問題視している。その理由は風来者の雇用による不取締りである(高遠領助郷一件東都始末日記)徳川林政史研究所蔵、林一〇六八)。
- (24) 前掲「高遠領助郷一件東都始末日記」。
- (25) 「弘化三年六月宮越宿等中三宿助郷出入内済証文」(『長野県史』近世史料編第六卷、四五八)。
- (26) 前掲「嘉永二年西閏四月加州松平筑前守様御上国箕輪領助郷不參東都出府日記」。
- (27) 尾張藩御用人。高一〇〇〇石。以下、尾張藩士については徳川林政史研究所蔵「藩士名寄」による。
- (28) 前掲「嘉永二年西閏四月加州松平筑前守様御上国箕輪領助郷不參東都出府日記」。
- (29) 後に出てくる鈴木丹後守の可能性も指摘できる。その場合、当時は鈴木弾正、高三(一〇〇石)勝手懸り。
- (30) 「安政六年江戸留守居見習」(『木曽福島町史』)。
- (31) 前掲「嘉永二年西閏四月加州松平筑前守様御上国箕輪領助郷不參東都出府日記」。
- (32) 前掲「嘉永二年西閏四月加州松平筑前守様御上国箕輪領助郷不參東都出府日記」。
- (33) 前掲「嘉永二年西閏四月加州松平筑前守様御上国箕輪領助郷不參東都出府日記」。
- (34) 嘉永三年論所改役(会計便覧)。
- (35) 鈴木孝一郎か。嘉永三年論所地改役(会計便覧)。
- (36) ともに勘定、道中方(寛政譜以降旗本百科辞典)、(会計便覧)。
- (37) 前掲「安政四年巳八月東都諸日記」。
- (38) 前掲「安政四年巳八月東都諸日記」。
- (39) 『駒ヶ根市誌』近世編II。
- (40) 「嘉永三年戊三月木曾拾壹宿増人馬願三付、公役衆御巡村書上其外留」(徳川林政史研究所蔵、林一九七八)。
- (41) 「嘉永二年四月木曾在方村々宛十一宿増定助郷約定証文」(『長野県史』近世史料編第六卷、四六三)。
- (42) 前掲「安政四年巳八月東都諸日記」のうち、安政四年に木曾宿々が尾張市ヶ谷藩邸目付方役人宛に作成した定助郷設置願。
- (43) ただし、幕府天保改革のさいに不用人馬の取締りを行なっている(前掲拙稿)。弘化期の数字はこの影響も考慮に入れる必要があろう。
- (44) 「嘉永二年五月西伊那部宿継立人馬賃料書上」(『長野県史』近世史料編第四卷(3)四三三)、「嘉永四年五月宮木宿諸家様御継立人馬書上」(四三四)など。さらに、周辺の中山道宿場及び助郷村々へも廻村しているようである。
- (45) 表4の村には含まれていないが、松本藩領筑摩郡下新村庄屋は、嘉永二年四

月に中川亮平及び鈴木幸一郎に対して「村内一同困窮」ため「助郷被仰付候而者、当村御百姓相続住居茂難相成仕合(中略)此段何卒以御慈悲を是迄之通御免除被成下置候様」願つてある(『村方困窮につき下新村助郷嘆願書』『松本市史』第四卷旧市町村編II、一六号史料)。その他の地域でも訴願運動を確認できる(前掲日下部著書など)。

- (46) 前掲「安政四年巳八月東都諸日記」。
 (47) 何故宿惣代が牧野へ出願しようとしたのかは不明である。当時の幕閣は井伊直弼をトップとする南紀派に属する堀田正睦が実権を握っていた。当時の尾張藩は将軍継嗣問題で一橋派に属していた。牧野は先の老中主座で一橋派とも縁の深い阿部正弘時代よりの老中である(吉田常吉『安政の大獄』、吉川弘文館、一九九一年)。そのため、牧野が願書の提出先に選ばれた可能性もあるう。

- (48) 徳川義親も殿村の例から幕末期における人馬負担の増加を指摘されている(同氏『木曾の村方の研究』)。
 (49) 当時年寄諸大夫。
 (50) 庄左衛門か。当時年寄並。高二五〇〇石。
 (51) 前掲「安政四年巳八月東都諸日記」。
 (52) 前掲「安政四年巳八月東都諸日記」。
 (53) 御徒目付組頭。
 (54) 前掲「安政四年巳八月東都諸日記」。
 (55) 前掲「安政四年巳八月東都諸日記」。
 (56) 目付。

- (57) 前掲「安政四年巳八月東都諸日記」。
 (58) 前掲「安政四年巳八月東都諸日記」。
 (59) 前掲「安政四年巳八月東都諸日記」。
 (60) 前掲「安政四年巳八月東都諸日記」。
- 右の史料によると、定助郷は認められず、金三三〇〇両を下付されることとなつた。この金子を貸付け、利足を宿の助成に転用するよう命じられている。しかし、この後も助郷不參という根本的な問題は解決されないため、度々争論へと発展するのである。
- (63) 尾張藩も定助郷設置のため幕閣に強く働きかけるが、実現しない。先述通り、当時の藩主徳川義勝は将軍継嗣問題で一橋派に属すため大老井伊直弼と対立し、当年には隠居させられている。推測の域を出ないが、このような尾張藩と幕閣の対立も本運動の挫折に影響したのではなかろうか。

(61) 前掲「安政四年巳八月東都諸日記」。
 (62) 本争論は安政五年に一旦解決する。次に掲げる史料は九月二三日に名古屋の留守居が木曾十一宿へ出した書状の写しである。
 【補足史料】(安政五年十月「定助郷一件並庄幡悦君様御下向人足不参一件再出府之節諸日記」)徳川林政史研究所蔵、林一〇六二)